本号で公布された法令のあらまし

◇一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（法律第一七号）（内閣官房）

一　一般職の職員の給与に関する法律の一部改正関係

期末手当について、六月期及び一二月期の支給割合を一〇〇分の一二〇（特定管理職員にあっては一〇〇分の一〇〇、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては一〇〇分の六二・五）に引き下げることとした。また、再任用職員の期末手当について、六月期及び一二月期の支給割合を一〇〇分の六七・五（特定管理職員にあっては一〇〇分の五七・五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては一〇〇分の三二・五）に引き下げることとした。（法第一条の規定による改正後の第一九条の四第二項及び第三項関係）

二　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正関係

期末手当について、六月期及び一二月期の支給割合を一〇〇分の一六二・五に引き下げることとした。（法第二条（第一号に係る部分に限る。）の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第七条第二項及び法第二条（第二号に係る部分に限る。）の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第八条第二項関係）

三　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（法律第一八号）（内閣官房）

1　期末手当の改定

内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、六月期及び一二月期の支給割合を一〇〇分の一六二・五に引き下げることとした。（この法律の規定による改正後の第七条の二関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（法律第一九号）（内閣官房）

一　国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正関係

1　職員が同一の子について育児休業をすることができる回数（㈠及び㈡に掲げる育児休業に係るものを除く。）を、人事院規則で定める特別の事情がある場合を除き、二回以内とすることとした。（第三条第一項関係）

㈠　子の出生の日から一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第一九条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇について同条の規定により人事院規則で定める期間を考慮して人事院規則で定める期間内に、職員（当該期間内に当該休暇又はこれに相当するものとして同法第二三条の規定により人事院規則で定める休暇により勤務しない職員を除く。）が当該子についてする育児休業

㈡　㈠に掲げる育児休業を除く。）のうち最初のもの及び二回目のもの

㈠　任期を定めて採用された職員が当該任期の末日を育児休業の期間の末日としてする育児休業（当該職員が、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて任命権者を同じくする官職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をする場合に限る。）

2　防衛省の職員への準用規定について、所要の改正を行うこととした。（第二七条第一項関係）

二　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部改正関係

行政執行法人の非常勤の職員について、介護休業の取得要件のうち、一年以上の雇用期間の要件を廃止することとした。（附則第三条関係）

三　この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、二の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（法律第二〇号）（国会）

1　令和四年六月に受ける議長、副議長及び議員の期末手当等について特例を設けることとした。（附則第二〇項及び第二一項関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律（法律第二一号）（国会）

1　令和四年六月に受ける国会議員の秘書の期末手当等について特例を設けることとした。（附則第二三項及び第二四項関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（法律第二二号）（国会）

1　国会職員が同一の子について育児休業をすることができる回数（㈠及び㈡に掲げる育児休業に係るものを除く。）を、両議院の議長が協議して定める特別の事情がある場合を除き、二回以内とすることとした。（第三条第一項関係）

㈠　子の出生の日から国会職員が出産した場合における国会職員法第二四条の二の規定による休暇の期間を考慮して両議院の議長が協議して定める期間内に、国会職員（当該期間内に当該休暇により勤務しない国会職員を除く。）が当該子についてする育児休業（㈡に掲げる育児休業を除く。）のうち最初のもの及び二回目のもの

㈡　任期を定めて採用された国会職員がその任期の末日を育児休業の期間の末日としてする育児休業（当該国会職員が、その任期を更新され、又はその任期の満了後引き続いて本属長を同じくする職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、その更新前の任期の末日の翌日又はその採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をする場合に限る。）

2　この法律は、国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（法律第二三号）（防衛省）

1　常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される期末手当の支給割合を一〇〇分の一六二・五とすることとした。（第一八条の二の二、第二五条第三項及び第二五条の二第三項関係）

2　令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置を定めることとした。（附則第二条及び第三条関係）

3　関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第四条関係）

4　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一七四号）（金融庁）

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和四年五月九日とすることとした。